

【新型コロナ】カナダに入国する際の水際措置について

カナダ公衆衛生庁が水際措置の強化策の概要について発表したところ、以下のとおりです。

【カナダ政府関連HP】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/government-of-canada-expands-restrictions-to-international-travel-by-land-and-air.html>

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/additional-testing-and-more-stringent-quarantine-requirements-for-travel-to-canada.html>

1 空路での入国者に対する措置

(1)空路での入国者は、2月22日以降、一部の例外を除き、到着空港を出る前に一度、そして14日間の自己隔離期間の終了に向けてもう一度、コロナ検査を受けなければならない。

また、一部の限定的な例外を除き、入国者は、カナダへ出発する前に、最初の入国都市（バンクーバー、カルガリー、トロント及びモントリオール）で連邦政府が指定したにおけるホテルに3泊分を予約し、検査結果を得るまでの最大3日間、自費で当該ホテルに滞在しなければならない。滞在費は、それぞれの場所においてわずかに異なる。どのホテルに滞在・予約するかは入国者が選べる。滞在費は、部屋、食事、クリーニング、感染防止・制御策、セキュリティ及び移動にかかる費用を含む。

【指定ホテル情報】

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/mandatory-hotel-stay-air-travellers/list-government-authorized-hotels-booking.html#a1>

(2)到着時の検査で陰性の結果が出た場合は、最終目的地までの接続便に搭乗することができる。これらの措置は、これまでの措置に追加的に行われるものである。

【カナダ政府によるこれまでの入国規制措置】

https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/pdf/japan_canada20210104.pdf

2 陸路での入国者に対する措置

(1)陸路での入国者は、2月15日以降、一部の例外を除き、入国前72時間以内に米国において受けたコロナ検査の陰性証明又は入国前14日前から90日前までに受けた検査の陽性証明を提示しなければならない。

(2)トラック運転手及び緊急サービスプロバイダー等のエッセンシャルワーカー、国境をまたぐコミュニティに居住している者は適用除外となる。

(3)更に、2月22日以降は、到着時及び14日間の自己隔離期間の終了に向けて、コロナ検査を受けなければならない。2月22日から、陸路での入国者は、適用除外となる者を除き、到着時に自己スワブ検査キットを使った検査を受けなければならない。この検査は、自己隔離場所又は国境の検査場のいずれかで受けることが出来る。

(4)この自己スワブ検査キットは、117の検問所において入国者に手渡される。国境の検査場は、2月22日には、入国者数の多い5か所の検問所において設置され、3月4日には、更に11か所の検問所に設置される。検査キットには、14日間の自己隔離期間中の10日目に行う2回目の検体をいつ、どのようにして回収するかの指示書も含まれる。

【陸路で入国する際のコロナ検査情報】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/02/public-health-agency-of-canada-to-begin-covid-19-testing-at-land-borders-on-monday.html>

3 全ての入国者に対する措置(陸路及び空路)

(1)全ての入国者は、2月22日以降、陸路で国境を超える前又は航空機に搭乗する前までに、隔離計画を含む移動・コンタクト情報を、ArriveCANを用いて電子的に提出しなければならない。

(2)また、14日間の自己隔離期間中は毎日、電子的にコロナに関連する情報を提出しなければならない。

(3)自己隔離場所が適切とみなされるためには、入国者は病院又は長期療養施設で働く者、65歳以上の者及び免疫系に疾患のある者又はより重篤な疾病のリスクのある者を含むリスクの高い者と滞在してはならない。更に入国者は家族のうち一緒に旅行しなかった者との接触を避ける。

(4)カナダ政府は、カナダ国民に対して、国外への不要不急の渡航をキャンセル又は延期するよう強く推奨する。外国人も同様にカナダへの渡航計画をキャンセル又は延期すべきである。

以上